

統合に伴う通学路の安全確保について

1 令和6年度の取組

(1) 学校による通学路の確認

両校において、統合後の通学路の設定に向けた確認を実施した結果、次の場所が危険であり、横断歩道を設置する必要があると判断した。

危険箇所	秋田市土崎港中央4丁目3地内の十字路
	

(2) 積雪時における通学路の確認（2月～3月）

積雪時における、通学路の状況を適宜確認する。

2 令和7年度の取組（予定）

(1) 教育委員会（学事課）へ通学路の危険箇所を報告（4月～5月）

地域、学校、PTA等で、統合後の通学路の設定に向けた点検を改めて実施し、教育委員会（学事課）へ危険箇所等について報告する。

(2) 教育委員会と学校、地域、PTAとの合同点検（7月～8月）

把握した危険箇所等を踏まえ、合同点検を行う。

(3) 「通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」の開催（11月）

連絡協議会において合同点検で明らかになった危険箇所等を報告し、関係機関（警察、道路管理者、学校、市、教育委員会）で具体的な対策を検討および実施する。

(4) 新たな通学路の設定（12月～1月）

学校において統合後の新たな通学路を設定し、PTAや入学説明会において報告する。

(5) 対策効果の把握（令和8年4月以降）

関係機関で対策を実施後、実際に児童の安全が確保されているのか、学校において効果を把握する。